

どうなる!? 訪問看護師の一人開業 政府と医療従事者で異なる思惑



政府が9月10日に閣議決定した追加経済対策に、訪問看護ステーションの人員基準（常勤換算2.5人以上）の緩和が案件として盛り込まれ、今年度中に実現の可能性を検討して結論を出すこととなった。しかし訪問看護師の一人開業には厚生労働省や日本医師会をはじめ批判的な医療関係者も多い。これまでの行政の動きを元に、今後の展望を探る。

潜在看護師を生かすために 一人開業の解禁を求める

開業看護師を育てる会理事長の菅原由美氏は看護師として10カ月間勤務して結婚し、臨床を離れた。結婚後、菅原氏は義祖母と義母、義父を家で看取った。「経験10カ月の潜在看護師の私にも在宅看取りができる」と確信して、潜在看護師を生かす訪問看護のボランティアグループ、キャンナスを立ち上げる。「看護師が、少し介護のお手伝いをすることで在宅介護する家族が楽になれば」との思いからだ。

キャンナス設立後、菅原氏は「不思議な光景」を目の当たりにする。それはキャンナスでの就業を希望するベテラン訪問看護師が次々にやってくる姿だった。聞くと、「訪問看護ステーションの開設基準である人員配置2.5人を満たせなくなり、廃業した」という。彼女たちは訪問看護を10年以上も



開業看護師を育てる会理事長、菅原由美氏

行ってきたプロである。そこで菅原氏は、ベテラン看護師による有償ボランティアサービスを始めると同時に、責任と実力のある看護師の一人開業ができる

よう訴える組織、日本開業看護師会を2008年に設立する。同年11月には開業看護師を育てる会と名称を変更。その1カ月後の12月には公明党関係者の尽力で、当時の渡辺孝男厚生労働副大臣（公明党）を通じ、訪問看護師の一人開業解禁を求めた要望書を坂口力厚労相（当時）に提出した。

医療界に反対勢力は多い 看護界も足並みがそろわず

菅原氏が要望書を提出した08年当時、厚労省は「訪問看護ステーションは小規模だと赤字傾向がある」と認識している程度だった。日本看護協会が08年に厚労省に提出した資料では、「事業所の規模が小さいほど、看護師1人当たりの訪問件数も少ない」とある。10年、厚労省はこのデータを訪問看護支援事業に係る検討会の資料として使用し、訪問看護ステーションの大規模化とネットワーク化を打ち出す報告書を取りまとめた。一人開業とは正反対の方向性を打ち出したのだ。

また日本医師会は追加経済対策に同件が盛り込まれた後に記者会見を開き、訪問看護の一人開業に反対を表明した。三上常任理事は「1人では夜間や緊急時の対応に負担が大きく、利用者に悪影響を及ぼす恐れがある」と指摘。現行の開業基準下にあるサテライト事業所の仕組みを拡充することで、訪問看護ステーション数の増加を目指すべきとしている。

また日本看護協会の久常節子会長は一人開業に批判的で、「訪問看護ステーションの祖である村松静子氏なら1人で開業してもいい。でも他の人はだめ」と公言している。要は実力不足の看護師がいる以上、一人開業の解禁は容認できないということだ。

一人開業に反対するのは久常氏だけではない。日本医師会、日本看護協会、厚労省のOBなどが役員に連なる社団法人全国訪問看護事業協会、訪問看護をリードしてきた聖隷福祉事業団（静岡県）、そして健和会（東京都足立区）などは、いずれも反対の考えを示している。今日まで、大組織で訪問看護を担ってきた実績ある団体だ。日本看護連盟会長で、訪問看護の教育支援を行う日本訪問看護振興財団理事長でもある清水嘉与子氏（元環境庁長官で参議院議員）は、一人開業を積極的に推進しているが、足元の日本訪問看護振興財団の一部からは、慎重論が出てきている。

内閣府と経済産業省が 雇用促進と経済効果の名目で動き出す

09年秋、経済産業省商務情報政策局サービス産業課の藤本康二氏がキャンパスを視察した。ちなみに藤本氏は、経産省における医療国際交流の推進も担当している。

12月、鳩山由紀夫前首相がキャンパス松戸支部を視察した。菅原氏は鳩山前首相に対し、一人開業における人員基準の規制緩和について説明。鳩山前首相はキャンパスの活動に理解を示したという。

10年4月には内閣府の行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会で訪問看護師の一人開業の解禁が要望事項として提示されたが、厚労省が難色を示したため合意に至らず、今後の検討項目として問題提起にとどまった。

また今年7月には内閣府行政刷新会議規制・制度改革担当事務局の山本薫氏と佐藤知穂氏が「国民の声に寄せられた意見によって、訪問看護の開業要件の緩和がテーマにのぼった」と菅原氏の下ヘヒアリングに訪れた。

8月、経産省の調査事業である医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業の検討テーマとして、訪問看護ステーションの人員基準緩和が取り上げられている。

そして9月、政府の追加経済対策に訪問看護ステーションの人員基準の緩和が盛り込まれた。内閣府行政刷新会議規制・制度改革担当事務局の山本薫氏



民主党の細川正晃副幹事長に要望内容を説明する（8月26日衆議院）

は「行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会で同事項が合意できなかったため、今回の追加経済対策に盛り込まれたということ。まさに今から検討していく段階で、詳細は決まっていない」と述べた。

菅原氏は8月から9月にかけて、民主党の枝野幸男幹事長（当時）と山井和則前厚労政務官（当時）に一人開業解禁を求める要望書を提出した。が、今回の閣議決定は要望書を受けてというより、新成長戦略に沿った医療分野のサービス化と雇用拡大に、訪問看護師の一人開業がマッチしたためと推察される。

問われるのは真の「国民の声」と 看護の質の担保

菅原氏は「1人でも多くの利用者さんが、潜在看護師によってレスパイトケアが可能となり、在宅で療養できるようになれば」と切に願い、その思いを形にしてきた。しかし政府が進めるのは、単に「医療の雇用促進と経済対策」なのである。両者の目的は重なりつつも、異なる部分がある。

また内閣府が「国民の声」から上がったにもかかわらず、世論の反応は乏しい。地方自治体の3割に訪問看護ステーションがないということからも訪問看護の支援の実態がなかなか世間で知られておらず、必要性が理解されていない可能性がある。訪問看護ステーションの祖である村松静子氏は、今回の件に関して「一人開業には、看護の質をしっかりと問うことと、確実なネットワーク構成の条件をつけることが必要」と指摘する。今後、訪問看護師の一人開業の実現化に向けて、一人開業における看護の質の担保を実証することが求められてくるだろう。いくら「責任感のある看護師でないと1人で開業しようとする」と看護師が述べても、看護師の実力が証明されなければ反対派を説得できない。ともあれ一人開業に向けた議論を、患者や家族を含めた国民全体で深めることが重要だ。